6月は、市県民税(普通徴収)の納税月です

納税通知書は6月5日ごろに発送します。

- ◆平成20年度個人市県民税の納税通知書 平成20年度の市県民税は、平成19年1月から12月までの1年間の所得をもとに計算しています。
- ●納税通知書は・・・
 - ・平成20年1月1日現在、仙北市にお住まいで平成19年中に所得がある方
 - ・平成20年1月1日現在、仙北市にお住まいでなくても事務所や家屋敷を有する方に対してお送りします。

また、平成20年1月2日以降になくなられた方に対しても、平成20年度分までは市県民税が課税されますので、相続人の方にお送りすることになります。

●平成20年度から前納報奨金制度が廃止されます。

お問い合わせ 仙北市役所税務課 TEL(43)1117

「秋田県水と緑の森づくり税」[秋田県]

「秋田県水と緑の森づくり税」の概要(仕組み、使途等)

県では、「ふるさと秋田」の多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、平成20年4月から「秋田県水と緑の森づくり税」 による取り組みをスタートしています。

税の概要については次のとおりです。

●課税対象

毎年1月1日現在県内に住所を有する個人で、個人県民税均等割の課税対象である方

●課税方法

県民税均等割超過課税 (県民税の均等割に上乗せする方法)

●税率等

個人:年額 800円

このことにより、個人市県民税均等割額は

平成19年度まで

3,000円(市民税)+1,000円(県民税)=4,000円

平成20年度以降

3,000円(市民税)+1,800円(県民税)=4,800円

となります。

法人:年額 法人県民税均等割額の8%相当額(1,600~64,000円)

お問い合わせ先

税金の徴収や仕組みに関することは

「秋田県総務企画部税務課」までお問い合わせください。

TEL 018 (860) 1123

税を活用する事業に関することは

「秋田県農林水産部水と緑推進課」までお問い合わせください。

TEL 018 (860) 1750